

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の推進

県は、医師会、保健医療関係機関・団体、市町村等との連携を一層強化し、沖縄県保健医療計画を推進し、保健医療体制の整備促進を図ります。

2 計画の評価及び進行管理

保健医療計画は、計画の推進に関し、次の機関により事業評価及び進行管理を行います。

ア 「沖縄県保健医療協議会」

「県計画」に関し、年次ごとの事業評価を行い、進行管理を行います。

イ 「地区保健医療協議会」

「地区計画」に関し、年次ごとの事業評価を行い、進行管理を行います。

また、「県計画」及び「地区計画」の推進に際し、「沖縄県保健医療協議会」と「地区保健医療協議会」は、両輪となって課題解決に向けた進行管理を行います。

図6-2-1 沖縄県保健医療計画の評価及び進行管理体系図

